

障害報酬

医療的ケア児に新基準

厚労省「見守りも評価」

厚生労働省は4日、2021年度の障害報酬改定案の概要を明らかにした。医療的ケア児には新しい判定基準を導入する。いわゆる「動ける医療的ケア児」の見守りを評価する項目を追加し、一般型の通所事業所に医療的ケア児独自の基本報酬を設ける。成人の入所系サービスでは強度行動障害の受け入れを促す。就労系サービスでは3年前に導入した成果主義を微修正する。厚労省は意見募集を経て3月中に告示する方針だ。（福田敏克）

【2面に関連記事】

医療的ケア児の見守りを評価
・新判定基準を導入し、報酬を創設する
福祉型障害児入所施設の人員体制改善
・配置基準を半世紀ぶりに引き上げる
施設入所・生活介護は重度者の受け入れ促進
・強度行動障害者支援の加算の算定期間を延長
共同生活援助（GH）の重度化対応
・強度行動障害者の受け入れや看護職員配置を加算で評価する
就労A型、B型の成果主義を微修正
・A型は五つの指標で評価。B型は定額の新体系を設け、事業所が選べるようにする
精神障害者の地域移行を促進
・相談事業所と居住支援法人の連携を促進
ピアサポートの専門性を評価
・相談系の5サービス、就労B型の新体系加算を創設する
虐待防止対策、感染症・災害対策を義務化
・すべての事業所につき、段階的に義務化



全国重症児者デイネットの合言葉は
「なければ創ればいい」

同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で明らかにし、チークは承された。各サービスの報酬は未定だった

が、同日判明した。

報酬の改定率をプラス0・56%とする」と

は20年末に決定。今年4～9月は新型コロナウイルス対策の特例で、基本報酬に0・1%上乗せする。

今回の改定は障害児関連の見直しが多い。最大の目玉は人工呼吸達支援」（約7000力所）や「放課後等デイサービス」（約1万5000力所）の9割超を占める「一般型」の事業所が受け入れたもの、「重心児型」よりも報酬は低い。

そうした現状を改め、今回の改定で「一般型」の事業所での見守りの負担も評価できる判定基準を導入する。利用者の医療的ケアの必要度を点数化し、事業所には店数に応じた新設の基本報酬を適用する。

一方、放課後デイの報酬は、1割弱引き下げられる。検討チームアドバイザーの野澤和弘・植草学園大副学長は「基本報酬が下がる放課後

が必要な「医療的ケア児」を判定する新基準を導入することだ。医療的ケア児の中に自分で動ける子もいるが、見守りの必要はあるものの、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した「重症心身障害児」（重心児）には当たらない。

そのため、「児童発達支援」（約7000力所）や「放課後等デイサービス」（約1万5000力所）の9割超を占める「一般型」の通所事業所で受け入れが進むこ

とを期待するが、実際、経験のある看護師を確所で受け入れが進むことで受け入れが進むことを期待するが、実際、会員だが、事業所の地域偏在がある。成年期に通う「生活介護」の報酬設定も不十分で、このままでは受け皿は増えにくい。看護師の育成システムをはじめ生涯にわたる重症児者支援の仕組みが必要だ。

鈴木由夫・全国重症児者デイサービス・ネットワーク代表理事の話によると、現在、重症心身障児・医療的ケア児（両者を合わせて重症児）に特化した放課後デイは全国に800弱でその4割が当団体の会員だが、事業所の地域偏在がある。成年期に通う「生活介護」の報酬設定も不十分で、このままでは受け皿は増えにくい。看護師の育成システムをはじめ生涯にわたる重症児者支援の仕組みが必要だ。

3.2.15

福祉